平成29年度 第22回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成30年2月27日(火) 午前10時5分から10時35分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

1 人事委員 委員長 上田博久 委員中原 都 委員 小松哲也

2 事務局職員 事務局長 今 岡 誠 一 次長兼任用課長 山 添 久 富山哲明 給与課長 吉 野 一 朗 係 長 係 長 湯ノ口 修 係 長 古川真史

3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 職員の採用選考について

五議事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号は公開、議案第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、次のとおり回答しようとするもの。

<条例案の名称>

議案第32号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の設定について

議案第33号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設 定について

議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第38号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

議案第39号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第89号 職員の給与に関する条例の一部改正について

<改正理由、改正案の概要及び条例案に対する人事委員会の判断(案)>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

1 条例の設定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 教育長が特別職の職員となること等に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。
 - ア 知事等の退職手当に関する条例
 - イ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例
 - ウ 鳥取県職員定数条例
 - エ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
 - オ 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例
 - (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する。
 - (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
- 3 条例案に対する当委員会の判断(案)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が特別職の職員になることに伴い、所要の規定の整備を行うものであり、異議はない。

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

1 条例の設定理由

学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が 新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の条例について所要の規定の整理を行う。
 - ア 鳥取県情報公開条例
 - イ 職員の給与に関する条例
 - ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例
 - エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
 - オ 子育て王国とっとり条例
 - カ 災害遺児手当助成条例
 - キ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
 - ク 鳥取県教育審議会条例
 - ケ 鳥取県暴力団排除条例
- (2) 施行期日は、公布日とする。
- 3 条例案に対する当委員会の判断(案)

平成30年4月1日から義務教育学校を設置されることに伴い、所要の規定の整備を行うものであり、異議はない。

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

義務教育費国庫負担金の算定基準額の引き上げを踏まえ、公立学校の教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事したときに支給される教員特殊業務手当について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 教員特殊業務手当の額を次のとおり引き上げる。

区分	手当の額
ア 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又	1時間以上2時間末満 900円 (現行 750円)
は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	2時間以上3時間未満 1,800円 (現行 1,500円)
イ 人事委員会が定める対外運動競技等において	3時間以上4時間未満 2,700円 (現行 2,250円)
児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴	4時間以上5時間未満 3,600円 (現行 3,000円)
うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	5時間以上6時間末満 4,500円 (現行 3,750円)
ウ 部活動における児童又は生徒に対する指導業	6時間以上 5,400円 (現行 4,500円)
務で週休日又は休日等に行うもの	
エ 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理	
業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で夜間	
又は週休日若しくは休日等に行うもの	

- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。
- 3 条例案に対する当委員会の判断(案)

他県の手当額設定状況等に鑑み、教員特殊業務手当の引上げを行おうとするものであり、異議はない。

- ○職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 1 条例の改正理由

国家公務員の退職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引き下げる。

- 2 条例の概要
 - (1) 退職手当に係る調整率を100分の83.7(現行 100分の87)とする。
 - (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。
- 3 条例案に対する当委員会の判断(案)

国家公務員の退職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、国家公務員に準じて退職手当の支給率を引き下げるものであり、異議はない。

- ○鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣を行うことができる特定法人へ新たに職員を派遣することに伴う所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
 - (1) 鳥取空港ビル株式会社を職員を退職派遣する特定法人とする。
 - (2) 特定法人への退職派遣に係る規定の整備を行う。
 - (3) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、公益財団法人 鳥取県市町村振興協会を加える。

- (4) 職員を派遣することができる法人の名称の変更に伴う所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする(3)及び(4)に関する事項を除き、平成30年7月1日 とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
- 3 条例案に対する当委員会の判断(案) 必要な派遣先の追加等に伴い規定の整備を行うものであり、異議はない。
- ○職員の給与に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の通勤手当の額の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 自動車等を使用することを常例とする職員に対する通勤手当の額を次のとおり改める。

使用距離(片道)	金額
4キロメートル未満	1,600円
4キロメートル以上6キロメートル未満	2,700円
6キロメートル以上8キロメートル未満	3,800円
8キロメートル以上10キロメートル未満	4,900円
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,000円
12キロメートル以上14キロメートル未満	7,100円
14キロメートル以上16キロメートル未満	8,200円
16キロメートル以上18キロメートル未満	9,300円
18キロメートル以上20キロメートル未満	1万400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	1万2,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	1万5,000円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1万7,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	2万400円
40キロメートル以上45キロメートル未満	2万3,100円
45キロメートル以上50キロメートル未満	2万5,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	2万8,500円
55キロメートル以上60キロメートル未満	3万1,200円
60キロメートル以上65キロメートル未満	3万3,900円
65キロメートル以上70キロメートル未満	3万6,600円
70キロメートル以上75キロメートル未満	3万9,300円
75キロメートル以上80キロメートル未満	4万2,000円
80キロメートル以上85キロメートル未満	4万4,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	4万7,400円
90キロメートル以上	5万100円

(2) 特別急行列車を利用することを常例とする職員に対する通勤手当の額を、特別料金等の額の3 分の2 (現行 2分の1) に引き上げる。

- (3) 特別急行列車を利用することを常例とする職員に対する通勤手当の額の見直しに伴い、ノーマイカーデー運動に参加する職員の通勤手当の額を改める。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。
- 3 条例案に対する当委員会の判断(案) 職員の通勤に係る経済的負担の実情等を踏まえ手当額を見直すものであり、異議はない。

◇議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

六 次回人事委員会の開催

平成30年3月14日(水)午前9時40分から開催することとした。